

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、トラック乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、取引先で荷積み作業中に胸の痛み等の症状が出現したため、D医療機関に受診し、翌日、E医療機関に受診し「急性心筋梗塞」と診断され、同医療機関及びF医療機関において療養の結果、同年○月○日、治癒（症状固定）となった。
- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、給付基礎日額を○円として、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

本件は、請求人が、本件処分の障害等級及び給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。また、給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 障害等級について

請求人に残存する障害について、G医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、心機能の低下の程度について、請求人は軽労作で息切れがあること、運動耐容能が5.1Mets レベルまでの労作を勧めたこと、心機能は、〇年〇月〇日の心臓超音波検査にてEF 51.4%と左室収縮能は低下していることを述べている。

当審査会としても、請求人の自訴及び医学的資料より、G医師の意見は妥当であり、請求人の心機能の低下による運動耐容能の低下が「中」等度であることから、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第9級の7の3「胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人の傷病名「左中指末節骨骨折、左環指末節骨開放骨折」による既存障害は、上記障害とは系列を異にしているため、決定書理由(略)に説示するとおり、加重には該当しない。

(2) 給付基礎日額について

請求人は、給付基礎日額の算定に当たって、①タイムカードの打刻が漏れている日の始業・終業時刻は、運転日報ではなく、アルコール点呼記録表の測定時刻を参照すべきである、②休憩時間は、請求人が作業日報に記載する時間を

参照すべきであると主張するので、以下検討する。

ア 始業・終業時刻について

請求人の主張を踏まえ、当審査会としても、一件資料を精査したところ、決定書理由（略）に説示するとおり、タイムカードが打刻されていない日の始業・終業時刻は、アルコール点呼記録表の測定時刻が請求人の労働時間の実態を反映していることから、当該時刻をもって、始業・終業時刻とすべきと判断する。

イ 休憩時間について

請求人は、就労実態に鑑みて、請求人が作業日報に記載した時間を休憩時間として認定すべきであると主張する。

この点、Hは、要旨、「〇年〇月以前、前任者が運行管理を行っていたときは、現在と比較して、運行管理を細かく管理していなかった。」と述べ、Iは、要旨、「客先での待機時間や運転時間の前後に続けて積み込み・荷降ろしをする際に、デジタルタコメーターの休憩ボタンを押すことがあり、運転日報に記載された休憩時間の全てが実際に休憩した時間となるわけではないため、休憩時間を正確に把握できる資料はない。」と述べている。

当審査会としては、上記事業場関係者の申述より、決定書理由（略）に説示するとおり、作業日報と運転日報の休憩時間を勘案して休憩時間を算定するのが妥当と判断し、作業日報に記載した休憩時間のみに着目して請求人の休憩時間を特定することは正確性に欠けることから、請求人の主張は妥当ではなく、監督署長が両日報を比較の上算定した休憩時間は、適正であると判断する。

ウ 労働時間について

〇年〇月、〇月及び〇月における請求人の労働時間数等について、審査官はアルコール点呼記録表の測定時刻を基に始業時刻及び終業時刻の修正を行っており、当審査会において再確認するも、審査官の修正は適正であると判断する。

エ 平均賃金について

上記ウを踏まえ、労災保険法第8条及び第8条の5の規定に基づき請求人の給付基礎日額を算定すると、決定書（略）に説示するとおり、〇円となる。

(3) 上記(1)及び(2)より、当審査会としても、請求人に残存する障害は障

害等級第9級の7の3に該当し、給付基礎日額は監督署長が算定した〇であると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。